神戸市職員採用試験申込管理システムの開発・運用保守業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 案件名称

神戸市職員採用試験申込管理システムの開発・運用保守業務委託

2 業務内容に関する事項

(1)事業目的と概要

本市の実施する職員採用試験については、兵庫県電子申請共同運営システムを活用して受験申込の受付を実施している。令和8年5月をもって、同システムの提供が終了となるため、新たな申込管理システムを導入する。

(2)業務内容

- ・神戸市職員採用試験申込管理システムの開発業務
- ・神戸市職員採用試験申込管理システムの運用保守業務

(別紙「仕様書①」「仕様書②」のとおり)

(3)事業規模(契約上限額)

開発・運用保守費総額:金 5,500,000 円(消費税及び地方消費税含む。以下同じ) ※上記金額は、令和7年度のみの契約金額の上限。令和8年度以降は運用保守費のみ。

(4)契約期間

開 発:令和7年4月1日~令和8年1月31日(予定)

運用保守:令和8年2月1日~令和10年3月31日(予定)

※事業者の提案する開発期間に応じて、上記の期間は変更となる場合がある。

(5)履行場所

神戸市役所人事委員会事務局任用課(神戸市中央区加納町 6-5-1 22 階)

3 契約に関する事項

(1)契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結 をしないことがある。

(2)委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3)契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4)契約保証金に関する事項

免除

(5)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2)令和6·7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本(又は登記事項に関する全部証明)及び納税証明書(その3の3)、神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を提出していること。
- (3)経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。
- (4)参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5)神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6)業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可・認可・免許等を受けていること。
- (7)国税および地方税に関し、未納の税額がないこと。
- (8)参加企業の形態に関しては、単独企業のみとする。

5 スケジュール

(1) 公募開始令和7年1月16日(木)(2) 参加申請関係書類の提出期限1月30日(木)(3) 参加資格決定通知2月3日(月)(4) 質問受付締切2月7日(金)(5) 質問に対する回答2月19日(水)(予定)(6) 企画提案書等の提出期限3月5日(水)(7) 提案審査会の開催3月12日(水)

(8) 選定結果通知 3月下旬

(9) 契約締結・事業開始4月 1日(予定)(10) システム本稼働開始令和8年2月 1日(日)

※運用保守契約は、長期継続契約に該当するため、初年度以降契約を毎年を締結する。なお、 予算措置がない場合はこの限りでない。

6 応募手続き等に関する事項

- (1)参加申請手続き
 - ア 受付期間・提出方法
 - ・ 令和 7 年1月 16 日(木)~1 月 30 日(木) 17時00分まで
 - ・ E メールまたは持参・郵送による。(持参の場合は、平日9時~17時の間(12~13 時除く))

イ 提出書類

書類	備考	提出方法
参加申込書兼 秘密保持誓約書 (様式 1)	本公募参加にあたっての申込と、これに付随する本市から提供する情報の取り扱いに関する誓約書	
会社概要(様式 2)	任意様式(サンプルは HP 掲載)	メール または郵送
神戸市契約等からの 暴力団排除に係る誓 約書(様式3)	法人登記簿、納税証明書は発行日から3か月以内のも の。(いずれも原本)	
法人登記簿謄本	なお、令和6·7年度神戸市入札参加資格(工事請負ま たは物品等)を有する場合、提出不要。(4.応募資格	郵送のみ
税務署発行の納税証 明書(その3の3)	(2)参照)	野区(り)の

ウ参加資格決定通知

令和7年2月3日(月)までにEメールにより通知する。 なお、参加資格決定時に(様式7)外部サービス利用基準表を送付する。

(2)質問の受付

イ 提出方法 (様式 4)質問票を E メールにより提出。

ウ 回 答 全参加者に対して、質問後3営業日を目途に E メールにより回答する。 なお、最終質問に対する回答は2月19日(水)を期限に回答する。

(3)企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① (様式 5)機能要件 兼 機能実現証明書
 - ・仕様書に定める機能を充足するものかどうかを確認する書類。(充足しない場合、他機能等による代替案を提示すること)
- ② (様式 6)外部システム連携状況一覧
 - ・他社システムとの連携状況の一覧。(タレントマネジメントシステム、WEB 面接ツール、 適性検査、就職・転職サイトなど)
- ③ 企画提案書

企画提案書の記載項目は、以下のとおりとする。

- ・自社システムの特徴と神戸市職員採用に活かせるポイント
- ・開発から本格導入までのスケジュール
- ・システム提供にあたっての開発業務の運営体制、運用保守にあたってのサポート体制
- ・他の官公庁などにおける類似業務の受託実績 など
- ④ 見積書
 - ・初年度の見積に関し、開発(作業工程単位)、運用保守(月額利用料、サポート体制単位)それぞれで可能な限り、詳細な内訳を提示すること。
 - ・初年度とは別に2年目以降の運用保守費を提示すること。
- ⑤ (様式 7)外部サービス利用基準表
 - ・表の記載内容を確認し、当該基準を満たすか否か、補足情報と合わせて記載すること。
 - ・書類提出後、基準を満たしていない場合は本市より確認を行う。なお、当該基準を満 たさない場合、提案審査会において選定対象の除外対象となる。
- ※様式③④の様式は、任意とする。
- ウ 提出方法 Eメールによる提出

7 選定に関する事項

(1)評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	評価基準	配点
提案内容·効果	 ・神戸市の現行の職員採用の流れ・課題等を理解しているか。 ・職員採用の実務運用にあたって必要な機能が、システムに実装されているか。 ・外部サービスとの連携やシステムの特徴を踏まえ、より母集団形成につながるか。 ・採用管理機能や外部サービスとの連携によって、職員や受験者にとって負担軽減につながるか。 	40
工程の計画性・ 実効性	・本業務を実施するにあたり、有効で建設的な体制が整えられているか。(開発にあたっての専任サポートや、運用にあたっての専任サポートの設置など)・業務内容のスケジュールが具体的かつ合理的なものか。	20
受託実績の 豊富さ	・提供するシステムについて、他事業者での受託実績は豊富か。 (官公庁や 2 万人程度の従業員を抱える民間企業での受託実 績がある場合は20 点)	20
費用	・開発、運用保守それぞれにおいて、可能な限り工程単位での 見積を提示してあり、妥当性が認められるか。 ・長期間の利用や多数の利用者数がいることを前提として、よ り廉価なものとなっているか。	10
地元業者加点	・神戸市内に本店があるか(支店がある場合は5点)	10
合計		100

[※]審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「提案内容・効果」の項目の得点が高い方とする。「提案内容・効果」の項目の得点が同数の場合は、「費用」の項目の点数による。

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市職員採用試験申込管理システム選定委員会が行い、 その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書等の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
 - (7)開催日時 令和 7 年3月12 日(水)
 - (イ)場所 神戸市内(具体的な日時・場所は別途通知する)
 - (ウ)内容・方法
 - ・プレゼンテーションの実施時間は、30 分程度とし、企画提案の説明時間は 20 分以内、質問及びその回答時間は、10 分程度とする。
 - ・プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。(計3名。なお、必要に応じ Web でのオンライン参加も可能とする。)
 - ・プレゼンテーションの実施時間は、30 分程度とし、企画提案の説明時間は 20 分以内、質問及びその回答時間は、10 分程度とする。
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ・参加者が多数のときは、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション 審査へ進める参加者を選定する場合がある。
 - ・プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。
 - ・プレゼンテーションは、企画提案書類等だけではわかりにくい部分を補足するために 行うものであって、既提出の企画提案書類等に新たな要素を追加、修正することは 認めない。

- ・プレゼンテーションを円滑に進めるために、資料を配布することは認めるが、企画提 案書類等と異なり、評価時の正式書類としては扱わない。
- ・プレゼンテーションを円滑に進めるために、企画提案書類等の内容に係る質問事項 を事前に送付する場合がある。
- ・プレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- ·提案者が1者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。
- ・大型モニター等については、本市が用意する。なお、その他の物を使用する場合は、 事前に神戸市人事委員会事務局任用課まで連絡すること。

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ (様式 7)外部サービス利用基準表を満たさず、サービス導入までに満たすことのできない事業者

(4)選定結果の通知

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに 掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示す る。

8 その他

- (1)提案に要する費用、条件等
 - ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書等は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人 の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市 情報公開条例に基づく公開を除く)。
 - オ 期限後の企画提案書等の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの 暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は 無効とする。
- (2)本委託契約は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

9 提出先、問い合わせ先

T650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所 1号館 22階 神戸市人事委員会事務局任用課

担当: 佐野

電 話:078-322-5823

メール: jijinjiiinkai@city.kobe.lg.jp